

社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会職員採用試験実施要領 (既卒者、社会人経験者対象)

1 試験職種、採用予定人数及び受験資格

試験職種	採用予定人数	受験資格
福祉専門職 (既卒、社会人)	2人	昭和54年4月2日以降に生まれた者*で、次のいずれかの資格保持者【社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師】 (※雇用対策法の例外事由③長期勤続によるキャリア形成を図る観点から若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用するため。)

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ①日本国籍を有しない人
- ②成年被後見人及び被保佐人
- ③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受験申込み手続き

(1) 申込み先

須賀川市社会福祉協議会 福祉総務課

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地 (須賀川市役所1階)

(2) 申込み受け期間

随時受付

※受付時間は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 (郵送可)

(3) 提出書類 (提出書類は返還しませんので、ご了承ください。)

- ①履歴書
- ②職務経歴書
- ③資格証等の写
- ④ハローワークの紹介状

3 試験の内容及び試験日等

(1) 1次試験

- ①試験の内容 専門試験 (各資格の国家試験程度)、作文 (800字)
- ②試験日時・会場 申込後に連絡します。

(2) 2次試験 (1次試験の合否にかかわらず受験していただきます。)

- ①試験の内容 口述試験 (個人面接)
- ②試験日時・会場 申込後に連絡します。

4 採用の通知等

- (1) 試験の結果は、合否にかかわらず通知します。
- (2) 採用日については、相談の上決定します。

5 勤務条件

(1) 給与月額（令和6年度）

①採用された場合の予定給与月額は次のとおりです。

ア 大学卒の場合 200,900円

イ 短大卒の場合 180,100円

②採用前に職歴を有する場合には、一定の基準により額が加算されます。

③原則として年1回定期昇給がある他、市の給与改定に準じて本会の給与改定も行われます。

(2) 諸手当

通勤、住居、扶養、超過勤務（残業）、期末・勤勉手当などの諸手当が、それぞれの要件に応じて支給されます。

(3) 休日等

①日曜日及び土曜、国民の祝日、1月2日、3日、12月29日から31日。

②それぞれの要件に応じて年次有給休暇、特別休暇があります。

(4) 福利厚生

①退職金支給制度があります。

②社会保険加入制度があります。

③健康診断の受診制度があります。（年1回）

6 問合せ先

社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会 担当：福祉総務課

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地（須賀川市役所1階）

TEL 0248-88-8211 FAX 0248-88-8212

E-mail su-shakyo@atlas.plala.or.jp

7 団体の事業概要

名称：社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会	代表者：石井 正廣
住所：須賀川市八幡町135番地	電話 0248-88-8211（代表）
当会は、社会福祉法第109条に基づく公的な民間福祉団体です。 市内の社会福祉施設・団体等を会員として、主に次のような事業を実施しています。	
●住民の主体的な福祉活動の組織化・支援	
●当事者の活動の組織化・支援	
●公私社会福祉事業関係者の組織化、連絡調整、支援	
●関連分野との連携	
●ボランティア活動の振興	
●福祉サービス等の企画・実施	
●総合的な相談・援助活動及び情報提供活動の実施	
●福祉教育・啓発活動の実施	
●社会福祉の人材養成・研修事業の実施	